

術科訓練の安全管理に関する訓令

[最終改正 令和3.10.25 京都府警察本部訓令第26号]

(目的)

第1条 この訓令は、点検、礼式、教練、総合対処法、拳銃操法、救急法（水上安全法を含む。）、逮捕術、柔道、剣道、体育等（以下「術科」という。）の訓練（試合、審査、検定等を含む。以下同じ。）に伴う受傷事故の防止及び保健管理に関する事項を定め、もって安全かつ積極的な術科訓練の推進を図ることを目的とする。

(術科安全管理者)

第2条 警察本部（以下「本部」という。）及び警察署に術科安全管理者を置く。

2 術科安全管理者には、本部にあつては教養課長を、警察署にあつては署長をもつて充てるものとする。ただし、機動隊にあつては隊長を、警察学校にあつては校長をもつて充てるものとする。

(術科安全管理者の任務)

第3条 術科安全管理者は、術科訓練に関し、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 別に定める安全管理の措置基準（以下「管理基準」という。）の実施及び指導監督に関すること。
- (2) 安全管理の実態把握に関すること。
- (3) 事故の調査及び検討に関すること。
- (4) 安全教育及び安全意識の高揚に関すること。
- (5) その他安全かつ効果的な術科訓練を推進するために必要な措置に関すること。

(術科指導員)

第4条 術科安全管理者の下に術科指導員を置く。

- 2 術科指導員の資格、指定等は、術科訓練に関する訓令（昭和43年京都府警察本部訓令第7号）の定めるところによるものとする。
- 3 術科指導員は、術科安全管理者の指示に従い、管理基準を守るとともに安全かつ積極的な訓練の指導に当たらなければならない。

(術科訓練員の心構え)

第5条 術科訓練員は、術科訓練に関する諸規程を守るとともに術科指導員の指示に従い、意欲的かつ真剣な態度で統制のある訓練を行わなければならない。

(事故の報告)

第6条 所属長は、術科訓練中（公務外を含む。）に所属職員が死亡又はおおむね全治14日間以上の治療を要する受傷事故が発生したときは、速やかに別記様式により報告（教養課長経由）しなければならない。

(関係資料の整備保管)

第7条 所属長は、術科訓練の安全管理に関する資料、書類等を整備保管し、効果的な活用を図らなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。